

<免税事業者(漁業者)のインボイス制度への対応>

直売所・道の駅などへの出荷分について

道の駅・直売所などに販売を委託している場合、消費者への販売についてはインボイス制度の影響はありません。直売所・道の駅などが、漁業者から水産物等を買い取っている場合、仕入税額控除ができなくなるので、相談があった場合は、取引条件について話し合ってください。

○ 直売所や道の駅に販売を委託している場合

- 1 メインの買い手である消費者への販売については、インボイス制度の影響はありません。
- 2 買い手が事業者(地域の飲食店等)の場合、
① 簡易課税事業者^(※)及び免税事業者であれば、インボイスの交付は求められません。

※ 簡易課税事業者

課税売上高が5,000万円以下の事業者が選択することができます。

簡易課税事業者は、「売上げに係る消費税額」に基づいて「仕入れに係る消費税額」を計算するため、仕入れに係るインボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能となっています。

- ② 課税事業者であっても、その事業者の課税売上高が1億円以下である場合、インボイス制度の開始後6年間は、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存を不要とする特例が措置されており、インボイスの交付を求められない可能性があります。
【少額特例】

○ 直売所や道の駅が水産物等を買い取っている場合

- 1 直売所や道の駅は、漁業者からの仕入れに係る消費税分を仕入税額控除できなくなるため、直売所等の運営主体から相談があった場合は、経過措置^(※)なども考慮して、価格面も含めた取引条件について話し合ってください。

※ 免税事業者からの仕入れに係る経過措置

買い手である課税事業者は、免税事業者からの仕入れであっても、

- ① 令和5年10月から3年間は、仕入れに係る税額の80パーセント控除可能
- ② 令和8年10月から3年間は、仕入れに係る税額の50パーセント控除可能

※ 直売所等の課税売上高が1億円以下である場合は、少額特例の適用が可能

- 2 免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、制度開始後3年間は、納税額を売上税額の2割に軽減する措置が設けられています。【2割特例】
- 3 経過措置(上記①)や2割特例により制度開始から3年間は、免税事業者と課税事業者どちらであっても事業への影響は限定的ですが、今後の経営発展を考えて、課税事業者(簡易課税事業者を含む)へ転換することも選択肢の一つとして考えられます。

■ 課税事業者のメリット

- ・ 売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を実額で控除することができ、漁労用機械・施設等を導入した場合など、仕入れが多い年は、仕入れに係る消費税額から売上げに係る消費税額を差し引いた額の還付を受けることができます。
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

■ 簡易課税事業者のメリット

- ・ 売上高だけから消費税の納税額を計算することができ、事務負担が軽減されます。(インボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能です。)
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。